

入札監理小委員会
第393回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第393回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年11月18日（水）17:00～18:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○建設業取引適正化センター設置業務（国土交通省）

2. 契約変更の審議

○刑事施設における被収容者に対する給食業務（法務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員

（国土交通省）

土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 松本室長

土地・建設産業局 建設業課 山王課長補佐

（法務省）

矯正局 成人矯正課 松本専門官、川本係長

矯正局 総務課 金子専門官、猪狩専門官

大臣官房 施設課 栗原審査官、川田係長

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第393回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、国土交通省の「建設業取引適正化センター設置業務」の実施要項（案）、法務省の「刑事施設における被収容者に対する給食業務」の契約変更についての審議を行います。

最初に、国土交通省土地・建設産業局建設業課、山王課長補佐より、事業の実施要項（案）について、御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○山王課長補佐 それでは、建設業課の課長補佐の山王でございます。

私のほうから、事業の概要等を御説明させていただきたいと思います。資料の最後にパワーポイントの資料があるかと思います。事業の全体概要をまずこのペーパーで御説明をさせていただきたいと思います。

建設業取引適正化センター設置業務ということで今回挙げさせていただいておりますけれども、まず「（１）目的・必要性」をご覧くださいと思います。近年、建設投資の減少、入札制度の改定等がございまして、需給バランスが崩れている状況になっております。建設業界は競争が激化しておりまして、いわゆるダンピング受注ということも現在かなりの数が行われていると言われております。そういった中で、元請け業者さんが低価格で受注したものを自らが被るだけではなく、下請の企業にしわ寄せをするというような状況がございまして。

そういった中で、この駆け込みホットラインという建設業法の法令違反に対する窓口ということで、平成19年に開設したものがございまして。これにつきましては、私どもの地方支分部局のほうで専用の回線を用意しまして、建設業法の法令違反を寄せる窓口というようなことで開設したものがございまして。

もう一つ、今回挙げさせていただいております建設業取引適正化センターは平成22年から、法令違反については、我々は行政のほうでできるわけなのですが、やはりしわ寄せの部分は民事紛争の部分がどうしても色合いが強くなっていくところがあります。そういった民事紛争を解決まではしないにしても、うまくアドバイスをするような機関というようなことで設置したものが今回組上に挙げさせていただいております建設業取引適正化センターというものになっております。22～26年の相談件数は全国ベースでございまして、それぞれ1,500件程度寄せられているという状況にございまして。

こういった下請へのしわ寄せというのが、ひいては発注者、お施主さんと言われる方々の安全・安心の確保のためには看過できない問題に発展しかねないというようなことで、法令違反にしろ、民事紛争にしろ、的確に対応できるような体制をとっていきたいというような形で考えております。

この民事紛争につきましては、やはり専門家の御意見も当然必要かと思いますので、紛争解決に向けた弁護士さんだったり、建築・土木の学識経験者の方々を配置しまして、相談の窓口という形で設置をしているのが、この適正化センターでございまして。

右の「（２）内容」でございまして。下請代金の不払いのトラブルに対して、今お話しし

たとおり、弁護士さんや土木建築の経験者の方の窓口として、3つのポツがございますけれども、紛争解決、トラブル防止に向けたアドバイスだったり、法令違反であれば、行政機関を紹介する。あと、建設業法で実際の裁判外紛争処理機関という建設工事紛争審査会という制度を法律で用意しておりますので、そこに実際は最終的には紛争解決のために紹介をするというような流れもつくっているというのが、この適正化センターの役割になっております。

最後に「(3) 効果」でございます。適切かつ迅速なアドバイス及び解決により、弱い立場の下請建設企業へのしわ寄せを排除するとともに、下請取引の適正化を推進していきたい。現在そのセンターに寄せられている相談のアドバイスに対して、9割強の方々が納得というような評価をいただいているというのが、このセンター業務の状況でございます。

続きまして、今回の実施要項の内容につきまして、御説明に移らせていただきたいと思います。実施要項(案)の4ページと5ページをご覧くださいと思います。4/46、5/46となっているところでございます。

下にあります「(2) 確保されるべき公共サービスの質」としましては、先ほど納得したというのが9割ということでありましたけれども、ここら辺を評価対象としていきたいと考えておまして、具体的には5/46と書かれているページの(ア)と(イ)でございます。

(ア) 適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月の平均が80%を上回ること。(イ)としまして、「良く納得できた」及び「大体納得した」とする評価が80%以上であること。サービスの質ということで、こういったところで確保していきたいと思っております。

問い合わせをしてくる事業者の方々は、中小・零細の建設業者の方がほとんどでございます。そういう人たちに相談内容の交通整理というか、どういった部分が争いで、どういった部分で主張していかなければいけないのかということのを的確に話を聞きながら整理をして回答してあげるといったようなことで、実際に対応時間は平均30分程度になっておりますけれども、長い場合は1時間を超すような相談も寄せられているところでございます。

実際にどうやって解決したらいいかというところで困っていらっしゃる方が多いと思いますので、十分に話を聞いた上で適切なアドバイスができるというところが必要かと思っております。当日の回答率だったり、最終的な納得したというところの部分の評価したいと考えております。

続きまして、7ページに移らせていただきたいと思います。評価の基準でございます。総合評価方式の除算方式ということで、今回実施をしたいと考えております。過去2カ年とも落札率は99%ということでもありますけれども、価格点が強く反映される除算方式を採用したいと考えております。

続きまして、別添3になります。24ページになります。24～26ページになります。具体には26ページをご覧くださいなのですが、基礎点としまして100点、加点とし

まして121点ということで、右のほうの技術評価でございますが、配点を考えております。

基礎点としては、仕様で設置が必須とされている人員が的確に配置されているか、運用の仕様の内容を充足しているかというところを評価したいと考えております。加点につきましては、配置人員の能力だったり、業務内容を十分に理解しているのか。相談者の立場に立った運営方針だったり、運営方法になっているのかというところを評価していきたいと設定を考えております。

続きまして、別添9になります。40ページをご覧いただきたいと思っております。過去3年の実施の状況を40～44ページまで書かせていただいておりますけれども、具体的に御説明させていただきたいのが43ページの「(3)取扱数量等」ということで、先ほど概略で御説明させていただきましたけれども、おおむね1,500件程度の相談が年間寄せられている状況でございます。

具体的に44ページをご覧いただきますと、相談を寄せられる方々の中で、下請負人から元請負人への争いということで7割程度寄せられている状況でございます。ほとんどが建設業者からの問い合わせというような状況でございます。ただ、個人発注者だったり、法人発注者ということで建設業者でない方々についても1割程度の相談が寄せられているという状況でございます。

④の相談内容としましては、下請代金の争いということで、下請代金の未払い等が大半を占めていて、そのほか、工事の瑕疵の争いが続いて多いというような内容になっております。そこら辺がこの業務の概略になろうかと思っております。

最後にですが、別添にさせていただいております「『建設業取引適正化センター設置業務』に係る契約状況等の推移」という横表をご覧いただければと思っております。平成23年度から4カ年の契約の要件を並べた表になっておりますけれども、ずっと応札者が1者という状況でございます。毎年のように複数者の応札がある要件とするように、緩和を図っているところではございます。

その1つ目としましては、入札のスケジュールということで、公示期間や準備引継期間の延長を当初から段階的に延ばしているという状況でございます。当初は公示期間から標準より1カ月長く確保、準備期間が2週間というところだったのですが、現在では準備引継期間を2カ月というような形にさせていただいております。

続きまして、業務責任者の資格、入札スケジュールの2つ目の下になりますけれども、必須要件、手持ち業務の撤廃ということで、25年までは手持ち業務の契約金額総額の3億円以下または件数が10件以下であることという規制を設けておりましたが、ここは撤廃をしている状況でございます。

最後になります。業務報告書の閲覧ということで、入札スケジュールから4つ下、事業内容の情報開示ということで、当初は開示をしていなかったのですが、25年度から報告書の閲覧が可能というようなことになっておりまして、どんな業務をやっている、どんな相談が寄せられているのかというのが記載されている業務報告書を、入札を希望される方

は閲覧ができるというような措置をとっているところでございます。

最後になります。実施要項に戻っていただきたいのですが、6ページをご覧いただきたいと思います。6/46で4の(10)になります。真ん中あたりに(10)があるかと思います。来年度の実施に当たりましては、さらに要件を緩和すべく、(10)を追加させていただいております。1者だけではできないような場面も想定されます。そういう意味で共同事業体での参加を認めるということで、複数での実施ができるような措置をとりたいと考えております。こういった形で、より参入しやすくなるような措置を考えて、今回設定をさせていただいております。

雑駁な説明ではございましたが、私からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 御説明をどうもありがとうございました。資料A-2の40ページでございます。「従来の実施状況に関する情報の開示」、経費の部分でございます。こちらで委託費内訳の表を拝見しますと、直接経費の中に謝金という項目がございますが、これは事業者さんが使われる弁護士とか、土木技術専門家の方に対する謝金という理解で合っていますか。

○山王課長補佐 そのとおりでございます。

○辻専門委員 41ページを拝見しますと、従来の実施に要した人員のところ、この表に書かれているもの以外に、弁護士とか技術専門家が別途また出てくるという意味合いですか。具体的な人数は書かれていませんよね。

○山王課長補佐 41ページの注記にあるとおりでございます。

○辻専門委員 弁護士と専門家を各1名ずつ配置と書いてある部分ですね。

○山王課長補佐 はい。

○辻専門委員 1点気になったのは、特に弁護士とか時間単価が高い人材だとは思いますが、すけれども、例えば弁護士が相談を請け負った後に、目の前のお客さんから事件について受任することを許していらっしゃるのでしょうか。

○山王課長補佐 禁じてはいないという状況です。

○辻専門委員 現場の運用によっては、担当した弁護士がその仕事を請け負うということも許していらっしゃるわけなのですね。

○山王課長補佐 はい。

○松本室長 事例としてはないと思います。

○辻専門委員 例えばですけれども、謝金の経費を減らす一つの方法として、弁護士については、相談者については受任しても構わないと明確化すれば、弁護士に対する謝金をかなり減らせるのかなとも思ったのですが、そのあたりは受任させる方向について、積極的によしとするのか。それとも控えてもらいたいと思っいらっしゃるのか。いかがでしょ

うか。

○松本室長 検討したことがなかったというのが正直なところで、確かに弁護士会の相談センターなどは相談に行った方が時間内で相談して、その先生を気に入ったときは、たしかできるはずです。ただ、弁護士会の相談体制は分からないのですが、確かに現状としては同じ先生がずっと来られますので、複数の先生が入れ替わり立ち替わりではないので、そうなると、ただ一人の先生だけに受注機会を与えてしまうみたいなことにならないかなという懸念はします。

○辻専門委員 あとは加えて弁護士法上との関係で、見方によっては受注事業者さんが弁護士の先生に仕事を紹介しているとか見える可能性もありますので、そのあたりは事件の紹介として違法になる可能性もあり得ますので、一応そのあたりは御検討をいただいたほうがよろしいかもしれません。

○松本室長 分かりました。

○辻専門委員 続けてよろしいですか。同じく資料の5ページ目でございます。5ページ目の上のほうを拝見しますと、(ア)当日中の回答率について80%を上回ることと書いてございます。回答率という部分でございますが、どのような回答をすれば、この当日中の回答をしたとなるのでしょうか。つまり、例えばメールが来た場合に、メールを受信しましたというレベルで構わないのか。それとも、お客さんから来た質問に対して、解決策を示すまで要求されるのか。いかがでしょうか。

○松本室長 解決策まではなかなかいかないかもしれません。ただ、適切な相談先を紹介するとか、事案によって本当に民事の話であれば、ほとんどの方は裁判などは経験したことのない方ばかりなので、こういった書類をとどめておくべきなのか。こういったところに、例えば法テラスに行けば、もっと具体的な訴訟に向けての相談に乗ってもらえるとか、そういったようなことについて一定のお答えができる。適切な相談先といえますか、解決できそうなところをきちんと教えるということです。

○山王課長補佐 証拠書類の収集だったり、それこそ内容証明で先方に主張を送るとか、そういったところからのアドバイスというふうに対応としてはなっているということです。

○松本室長 私たち行政が相談を受けて、できないようなお答えをすると。私らがこういう証拠はとっておいたほうがいいですよと、それはできないので、そういったことを答えていただくということです。

○辻専門委員 ちなみに今おっしゃった内容証明については、中身の文案とかも御提案申し上げますのでしょうか。

○山王課長補佐 そこまでは具体には、この相談のタイミングだけでは無理かと思います。

○辻専門委員 もしも私がこの事業を受託した場合に、どのくらいのクオリティーを求められるかというのが心配になりまして、もちろんアンケートでお客さんが80%納得してくれればよいようなのですが、現状提供されているサービスのもうちょっと細かい内容です。例えば、このような内容証明を書いてもらいたいとかいう話をする場合に、もちろん文案

までは提示しなくても、項目だけは話している実情があるのか。とにかくこの事業を請け負った場合に、どのレベルのサービスの品質を現状で提供しているのかを知りたいと思ったのですけれども、そのあたりは何か過去の実情とかに関する記載はあるのでしょうか。

○山王課長補佐 先ほど閲覧が可能だという業務報告書というのがこれになるのですけれども、細かく1,500件のメモが書いてあります。概略になりますが、例えば120万円くらいが支払われていないと。電話で催促をしても全くらちが明かない。もう2カ月待っているというような御相談に対して、幾ら電話で催促しても無駄ではないか。それより内容証明郵便を出して、相手の反応を見てから対応してはどうかというアドバイスをしているというような内容が掲載されています。もちろん、これだけで終わっているわけではないと思いますが、概略という意味では、そういう対応をしているということです。

○辻専門委員 ちなみに今の御回答内容というのは、専従の弁護士ではない方の御回答ですか。それとも、それは弁護士による回答なのでしょうか。

○山王課長補佐 これは専従の担当者の回答になります。

○辻専門委員 ちなみにその報告書の中には、弁護士からこういう専門的な知見を提供したというものはあるのでしょうか。

○松本室長 報告書を見ると、弁護士が回答したものについても載っております。読み上げると、電子機器配線工事を機器持ち込みにより470万円で施工したが、工事完了検査で不通事故があったので直ちに手直し工事を施工した。機器類の監督検査のため、元請けが手配した検査機関が3カ月間立ち会って調べた結果、瑕疵は発生しなくなった。元請けに工事費用を請求したところ、3カ月間の人件費を相殺すると言われたというような事案です。

これに対して指導内容としては、論点は大きく2つあると。瑕疵が相談者の責任によるものであるか否か。相談者の責任であれば、責任に応じて費用の負担が発生しますということと、相談者が負担すべき金額が問題になります。元請けは検査機関のみならず、自社で立ち会っていた者の人件費も相殺対象としているようであるが、その相殺に妥当性があるのかも争点である。以上の2点を想定しつつ、訴訟を提起して元請けを話し合いのテーブルにつかせることが妥当なのではないかという回答をしています。

○辻専門委員 イメージとしては、この案件は難しいから訴訟すべきであるとか、そういう意味合いの回答をすれば足りるのですか。今、伺った内容ですと、それほど建設業について詳しく知っていない弁護士であっても回答が可能かなという印象を受けたのですけれども、限られた時間しかない状態ですので、イメージとしては30分か1時間の中で限られた法律相談をするぐらいの趣旨なのでしょうか。

○松本室長 そうですね。この内容については確かに建設業に詳しくなくても、弁護士さんは別に詳しくなくてもできると思います。用語に慣れていないか慣れていないかぐらいのことだと思います。

○辻専門委員 分かりました。一旦、私からは結構です。

○浅羽副主査 今の点でもう少しだけ関連して教えてください。43/46の従来の実施方法等

のところで件数を書かれているのですけれども、全体で平成26年度で1,280件、月ごとに多少ばらつきがあって、やはり年度末あるいは上期末とか、そういうところに多いのかなという印象は持ったのです。

ただ、一方で件数を拝見すると多くても139ということで、1カ月20日としても7件で、2カ所ですので平均すると3～4件ということで、私はもっと突っ込んだ相談をしているのではないかと考えていたのですが、つまり時間の制約がそんなにあるものなのかなと。専従の方が3人それぞれのセンターで配置されていて、1日の平均件数がそれですと、解決までは別としても、もっと突っ込んだ相談内容とかアドバイスをしているのではないのかなと考えたのですが、先ほどの辻専門委員とのお話を伺っていると、必ずしもそうではないのかなという気もしてきているのですが、そんなに時間の制約があるようなものなのでしょうか。

○山王課長補佐 今、御説明させていただいたものはあくまでも報告書用の概略ということで、非常に端的にまとまっているという部分は否めないと思います。ただ、実際に相談ということになりますと、やはり中小・零細の建設業の仕事はしっかりできるけれども、民事紛争等に慣れていらっしゃる方々に、いかに丁寧に聞いて、論点を整理してあげる、という部分がそれなりに時間は要する部分はあるかと思っています。そういう意味では、報告書に見えない部分、私どもが今、説明させていただいたところに見えない部分があるとは認識しています。

○浅羽副主査 今のところに関連して、左側の設備なのですけれども、電話が4回線、FAX 1回線、パソコンが専用4台ということで、これはおそらく専従の方がそれぞれセンターに3人ずついらして、その方が1人1台で、そうなのだろうと。時に弁護士の方や土木技術の方がいらっしゃるので、その方がもう一台もしかしたら使うのかなと思って読んだのかなと思ったのです。

これはおそらくそういう計算方法になるのだと思いますが、これは例えば4回線も要らないだろうと。1回線減らして3回線で東京はやろうとした場合に、もしそういう提案をしたら、加点のところの構成とか設備等があるのですけれども、やはりそれは1段階劣るというような評価にどうしてもなってしまうのでしょうか。私は事業者としてそう考えたのですけれども、この件数からいって1回線くらい減らしても、計算換算と常勤の数等からいって、電話の回線がここは要らないなともしカウントして、それでコストを抑えようとして低くやっても加点項目で落とされてしまうのかなと思ったのですが、どうですか。

○松本室長 状況として、26年度は減っています。これは少し景気の潮目が変わったせいもあるのだと思います。確かにおっしゃるとおり、時間を短縮してもいいかもしれないし、電話の回線を減らしてもいいのかも分からないのですが、おととのケースでいくと、平成24年10月などは200件近くの件数をこなしていますので、いつ景気が変わるかが分からないというのはございます中で、これで減点するとか、それが妥当かどうかというのは別の議論としてはあると思いますけれども、それなりの回線とか人員は確保していただきたい

とは思っています。

○山王課長補佐 基本的に回線の制約はこちらからは求めていないので、そういう意味では4が3になったからといって減点の対象という扱いは考えておりません。

○浅羽副主査 そうしますと、減点にはならないというのは分かるのですけれども、きちんとした配備さえされていれば、大丈夫なのだろうなと思ったのですが、総合評価基準の中にいろいろとあって、おそらくそういう回線を多く用意しているほうが、減点ではなく、加点がされるのだろうなと。

先ほど、松本室長がおっしゃった件数に関しても、確かに多いときもあるだろうということで、多いほうがいいというのは分かるのですけれども、それでも、おととしの基準でも、この回線が必要かなというのは正直率直に言って、特に大阪ですね。この年であっても東京と大阪のバランスはかなり違いますので、もう一回線くらい減らしても、それでコストダウンをしたほうがいいという配慮もあるかなと思ったのですけれども、現場の仕事をきちんと存じていないので、時間帯とかに偏りがある可能性はあるので、私はそういう意味では適当に言っているのですが、加点でかなり損をするのかなとも思ったのですが、そんなことはないのですかね。減点ではないというのは理解できました。ありがとうございます。

○松本室長 たくさんあるところが有利というのは、余りそういう偏りがないようにはしたいと思いますけれども、電話一本だけですと言われたら、それはちょっととは思いますが。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。通し番号4ページの「イ 業務内容」の「(イ) 適正化センターの運営」の②です。こちらで建設業に関する業務の経験を有する管理技術者と常勤職員の方ということで、その下に、建設業の実務に精通した有識者の方ということですので、建設業に関する業務の経験と建設業の実務に精通したというところは似たような感じなのですが、どういうふうに違うのかを少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○山王課長補佐 ②のほうは、いわゆる建設業特有の下請構造とか業界の状況をそれなりに知っていただくということで、業務を経験した方というような意味合いで書いているものでございまして、③の実務に精通したというのは、先ほど概略で説明したとおり、土木建築の技術的な視点かつ建設業の実際の実務に精通されている方を有識者という意味で書かせていただいているものになります。

○生島専門委員 そうすると具体的には、有識者の方は土木系の学者さんみたいなイメージですか。

○山王課長補佐 学者さんまでとは言いませんが、弁護士さんや法律の専門家であれば、土木・建築のほうは技術の専門家ということで、そういった資格をお持ちの方です。

○生島専門委員 資格というのは。

○山王課長補佐 土木であれば、土木施工管理技士という資格がございまして、そういった資格だったり、建築であれば建築施工管理技士だったり、建築士という資格がございま

す。そういった資格をお持ちの方というところを想定しております。もちろん資格だけではなく、現場を知っているというところがこちらの視点としては求める部分ではあるのですが、そういう意味で実務ということです。

○生島専門委員 現場ということだと、イメージとしてはゼネコンにお勤めでいらしたとか、そういう感じですか。

○山王課長補佐 そうですね。実際の施工に携わったりした経験が実務ということ。

○生島専門委員 建設コンサルタントさんとか。

○山王課長補佐 そうですね。何らかの形で工事現場にかかわった御経験のある実務に精通した方という意味でございます。

○生島専門委員 ②のほうの業務の経験は、そういうゼネコンさんとかにいらして、そういうお仕事をなさっていた方なのですか。

○山王課長補佐 もちろんその部分も業務の経験ということであろうかと思えますし、行政の経験もありだと思っております。

○生島専門委員 国土交通省にいらしたとか。

○山王課長補佐 そうだったり、これは都道府県でもやっていますので、都道府県の土木部に過去に所属されて、この業界の状況は十分に経験があるというような方等ですね。

○生島専門委員 そうすると具体的には、実際に今のところ、どういう御経験の方がなさっていらっしゃるか。今おっしゃっていた、こういうような資格である必要があると。資格でなくても、似たようなものが必要だというのは、これだけだとはっきりは分からないのかなと思ったのですけれども、それは受託業者さんが読み取れるような何か補足の説明はどちらかにあるのですか。もしくは過去というか、既存では、こういう御経歴の方がやっている業務ですとか、そのあたりはどうでしょうか。

○山王課長補佐 入札の説明会等は開いておりませんので、この資料以外に説明する場面はないのですが、何度も出てくるようで恐縮ですが、業務報告書という過去の報告の中では、今、私のほうで説明したような内容が書かれています。例えば、国土交通省の地方整備局において業務の経験をした者というような表現だったり、下の③であれば、土木の専門家、建築の専門家というような表現になっておりまして、土木・建築の専門家、建築設計業務を営み、現場の実務に精通した建築の専門家というような表現で書いてありますので、過去の業務報告書を見ていただくと、どういった方が配置されていたかというのは、確認はできる状況にあります。

○生島専門委員 ただ、いきなりこれを読んで、具体的にはどういう人がいいのだろうかというときに、その業務報告書のどこに書いてあるというのはなかなか応札業者さんも分からないと思うので、もう少し具体的に分かるように御説明が補足であったほうがいいのかと思いました。

○山王課長補佐 分かりました。（イ）の②と③につきましては、もうちょっと文章の説明を丁寧に。

○生島専門委員 逆にそこの認識が違くと、こちらとしてはこれで土木の専門家と思っただけけれども、土木の専門家というのはもうちょっとこういう資格がないと、これくらいがないといけないという何かメルクマールがございましたら、そこは初めにあったほうが適切な方をお選びになれるかなと思います。

○山王課長補佐 御指摘いただいたことを念頭に検討したいと思います。ありがとうございます。

○辻専門委員 続けて失礼します。先ほどから出ていらっしゃる業務報告書というものですけれども、それはどこかに公表とかされているのでしょうか。

○山王課長補佐 公表はしておりません。

○辻専門委員 専門家の方々がケースごとに助言をなさっている非常に貴重な内容だと思いますので、デフォルメするなりして、よくある事例集とかにして公表なさるとかなり効果が高いのかなと思います。1つ、この点は御提案でございます。

改めまして、26/46の総合評価基準でございます。真ん中辺の必須項目で、東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、と書いてございまして、これが必須と書かれてございしますが、ちなみに現状の業者さんは、例えば東京23区内ですと、どの場所に相談窓口があるのでしょうか。

○山王課長補佐 現在は千代田区にあります。大阪は中央区になります。

○辻専門委員 おそらくかなり一等地だと思うのですけれども、23区内というのは利便性とかを考えて、そのあたりに指定なさっているのでしょうか。

○山王課長補佐 とりあえず全国で東京と大阪に設置しようというところからスタートしておりまして、電話だけではなく、できるだけ相談窓口ということで開設をしておりますので、利便性も十分考慮したところで、こういった設定になっております。

○辻専門委員 ちなみに実際に来所して相談なさるケースは、全体で何件くらいあるのでしょうか。

○山王課長補佐 43ページをご覧いただきたいと思います。43ページの下の方に「②対応手段別」がございまして。そこで電話、メール、FAX、面談ということで、面談につきましては、4%、3%程度ということになっております。

○辻専門委員 多分この来所なさる方は、かなり電話では説明しにくい複雑事例とかを持ってくるのかなと想定するのですが、そういう困難事例についてはそもそもこちらで扱うよりは訴訟を起こしてくださいとか、そういうお話をするのかなとも思います。

今、思ったのですけれども、23区内とか大阪市内とか指定してしまうと、かなり事務所の維持経費が高くなるような感じがいたします。そういたしますと、面談しなければならぬような事例については一つ割り切るなり何なりをして、もうちょっと賃料が安い場所でもオーケーとかいう方向の検討はいかがでしょうか。

○松本室長 検討はしてみたいと思います。23区内で今あるのがたまたま千代田区内ですけれども、別に都心でなくても構わないとは思っています。ただ、これが調布とか狛江と

か武蔵村山とかいうと、私たちも非常に連絡がとりづらくなってしまいうということもございますので、東京都内というと広過ぎるかなという感じはいたします。

○辻専門委員 連絡というのは実際に行かれるとか、そういうことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○松本室長 そうですね。それを度外視してもどうかと。

○辻専門委員 例えばコールセンターとかは最近、都心に置かずにあえて地方に置くのが通常だと思います。今回の対応手段別の43/46ページを拝見しますと、大部分が電話でございまして、それを考えると、どこまで面談をしなければならないものについて経費をかけるべきかという部分は一つ議論するべきかとも思いますので、そのあたりの御検討をいただければと思います。

以上です。

○尾花主査 引き続き、先ほどの辻専門委員と同じなのですが、43/46ページの相談される方の立地の分布は把握されていますか。

○山王課長補佐 各都道府県別の相談件数につきましても、集計をしております。やはり東京に設置しているという意味で、東京が26.3%でございまして、大阪も15.8%ということで、やはりその2カ所が突出している状況がございまして。しかしながら、相談がゼロの都道府県は一つもございませぬ。すみません、山形がゼロでしたが、それ以外は数件レベルですけれども、相談が寄せられている状況がございまして、全国から寄せられているというのは、この集計表でも見ることはできると思います。

○尾花主査 分かりました。そういたしますと、4/46で紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止が目的と伺っておりますが、そのためには周知方法が重要かと思っております。業務内容の（イ）の⑤に「リーフレットを作成の上」とあるのですが、これについてはどのようなことを要求されておりますでしょうか。

こちらの業務について、場所も借りていただいて、常勤の方もおられて、それでいながら毎月の相談数は低ければ低いほうがいいのですけれども、例えばその周知の方法について、既存の業者さんのやり方、さらには何かもう少し工夫していただきたいと思っております。リーフレットは既存の業者さんは何部つくっていらっしゃいますか。

○山王課長補佐 部数までは分からないのですが、40ページにありますとおり、印刷製本費というのがこのリーフレット等の費用になってこようかと思っております。25万円ということで計上があります。ここの部分かと思っております。御指摘のとおり、こういった窓口があるよということをしっかり周知をしなければいけないというところが重要かと思っております。いろいろな形で全国に周知ができるように求めていきたいと思っております。我々もこういう窓口があるということを、行政としても周知をしていきたいと思っております。

○尾花主査 その観点でいきますと、確保すべき公共サービスの質の点ですが、周知をどのくらいしていたかというようなことは、質として御検討にはなれませぬでしょうか。この業務は待ちの業務かと思うのですが、相談が来て回答するためには待ちの業務なのです

が、紛争の解決に向けた支援、紛争の未然防止という意味でいけば、こういうセンターがあるということを広く周知し、分かっていたことが、この業務を有効に履行する前提になるかと思えます。その点について御検討をいただければと思えます。

次ですが、26/46ページの総合評価基準についてです。本業務は相談業務が主と理解したのですが、この場合の1.1の加点の点について、加点をする際に建設業の相談窓口に限らず、コールセンター等の相談業務を行った経験で加点するというところですが、本来は専門的な業務で加点をしたほうが良いと思うのに、コールセンターでよろしいのでしょうか。おそらく窓口を広げようと思ってコールセンターとされたように思うのですが、本来この業務は先ほど申し上げた紛争の解決に向けた支援、紛争の未然防止という意味でいくと、オーダーをとって処理するというコールセンターというよりは、むしろ内容を重視していただくのがいいのではないかと思います。この点については意見ですが、申し述べたいと思えます。

総合評価基準なのですが、同じ業務を、同じ点を幾つもの加点で評価されているような気がしまして、申し上げますと「1.2 業務の実施体制」の加点では、設置場所、センター設備、人員等の体制が適切なものになっているということで、ここで人員が出てまいります。そして、「2.1 業務理解度」の3番目でも、有識者を選定するに当たっての考え方や方法が適切なものになっているという意味で、ここも人員が考慮されているようにも思えます。

さらには、次の下の加点の3つなのですが、適正化センターが取り組む業務や基本方針が適切なものとなっているというのと、相談対応の基本方針や相談者への対応方法が適切なものになっている。あとは窓口の運営方法が適切なものになっているという、この3つなのですが、これは相談業務が主という業務と理解いたしますと、この3つはかなり類似なものを評価しているように思いました。この加点の差別化を新しい入札者はどのようにしたらいいのか悩むのではないかと感じました。この点についても適正な書き分けがもしできるのであれば、御検討をいただけると、より新規の入札の方がふえるのではないかと思います。

○生島専門委員 最後にもお伺いしたいのですが、こちらの横の参考資料のほうで、応募可能企業が3者ということでずっと書かれているのですが、この3者というのはそれぞれ具体にはどちらなのでしょう。

○山王課長補佐 まずは今この業務をやっているところと、あわせて、中小企業庁さんのほうで下請駆け込み寺というところがあるのですが、そこを受託しているところとか、あとは法務省さんのほうにあるのですが、法テラスの受託をしているところを想定して3となっています。

○生島専門委員 法テラスの受託というのは、弁護士会的なところということですか。

○山王課長補佐 法テラスは日本司法支援センターというところが受託先となっております。

- 松本室長 委託ではなくて、指定されています。
- 生島専門委員 駆け込み寺は誰が受託されているのでしょうか。
- 山王課長補佐 公益財団法人の全国中小企業取引振興協会というところが受託しています。
- 生島専門委員 なぜ入札に不参加か、ヒアリングはなさってはいないですか。
- 山王課長補佐 その方々に対して、ヒアリングは特に実施しておりません。
- 生島専門委員 入札説明会はなさっていないのですか。
- 山王課長補佐 実施はしておりません。
- 生島専門委員 ヒアリングをしない理由と入札説明会をしない理由はどのようにしてなのでしょうか。
- 松本室長 しなかった理由は特にないです。どちらかというと門戸を広げるのにどうしようかということで、机上で考えてきたというところがございまして、実際にそういったところに足を運んで話を伺うということをしてこなかったのは確かでございます。
- 山王課長補佐 入札説明会につきましては、談合防止の観点からも開催しないというのが流れとしてございまして、実施していないというのもあります。しかしながら、入札の希望者からの質問は随時受けられるような体制をとっておりますので、質問の回答についても公平性を期す観点から、参加希望者全員に共有できるような体制はとっている状況にはございます。
- 生島専門委員 どなたかから御質問は受けたことはあるのですか。今の応札者以外で問い合わせというか。
- 山王課長補佐 今のところはないということであります。
- 生島専門委員 やはりハードルが高いのかなと思いますので、もう少し働きかけをなさって、こういうところができそうだなというところにお話を伺ったりとか、せめてヒアリングをなさって、どうだったら入れるかというようなヒアリングをなさると、相手があったることなので、解決策は見えやすいのかなと思いました。
- 山王課長補佐 検討してみたいと思います。
- 生島専門委員 分かりました。逆に例えば、建設コンサルタントの会社さんとかが自分の事務所の一室を設けて、そこで業務をするというようなことも可能なのですか。新しく一から用意するのではなくて、御自身のオフィスの一角ですということも可能ですか。
- 山王課長補佐 ある程度のセパレートはしていただく必要はあろうかと思っておりますけれども、それも可能と考えております。
- 生島専門委員 もしそういうケースだった場合に、例えば平米数とか、これだけ必要とか、そういうような御条件は御用意されているのでしょうか。これは1年契約だと思えますけれども、なかなかゼロから立ち上げて1年で終わってしまうというのは厳しいと思うので、類似の業務というか建設業の何らかの、ゼネコンさんでもいいかもしれないのですけれども、ゼネコンではできないか。そういう業者さんが一角でやるほうが、もし参入す

るとしたら現実的かなと思ったのですけれども、もしそういうケースが問題でないようであれば、そういう場合だったらこうというような御条件をお示しいただいてもいいのかなと思いました。

○松本室長 今、行っている法人もこれ専用の事務所を設けたわけではなくて、そこにブースをつくって相談に乗っているということです。

○生島専門委員 その御条件は何か

○松本室長 特に提示はしていません。

○山王課長補佐 提示はしていません。

○生島専門委員 もしされる場合に例えば、もちろん常識的にですけれども、6畳一間で本当にいいのかとか、では、12畳だったらいいのかとか、その辺があるかなと思うので、現状を基準にされるのか。何か指針をある程度お持ちでいらしたほうが分かりやすいのかなと思ったのです。

○松本室長 最低限これで進みますというのを提示できればとは思いますが、抽象的な書き方になるかもしれないのですが、例えば、相談者が来られたときに話が筒抜けになってはいけないとか、そういう体制を整えられればいいとは思いますが。それ用の事務所を別途開設しなければいけないということは要求していませんので、そのことだけでも書いてもいいかもしれません。

○生島専門委員 そうですね。あと現状はどれくらいのスペースでやっていらっしゃるのか、御参考に御提示いただいてもいいのかなと思いました。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。これはまた1者入札になってしまった場合の対応なのですが、本当にこの事業は場所をこれだけ設ける必要があるのかどうかということも御検討いただくのも一つかなと思います。

といいますのは、たまたま東京と大阪が多いのは、東京と大阪にセンターがあるから多いのかもしれませんが、主として電話による対応業務であるのに、この地域に適正化センターを設置しなくては行かなくて、かつ常勤させなければならないというところがもしハードルなのであれば、何か別の方法でより紛争の未然防止に資する方法をお考えいただくのもいいかと思っておりますので、先ほど生島専門委員が意見を申し述べましたとおり、現状を業者さんが入りにくいポイントは何なのかというヒアリングをしていただくのもいいのではないかと思います。

それでは、時間となりましたので、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

国土交通省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検

討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付していただきます。

本日はありがとうございました。

(国土交通省退室、法務省入室)

○尾花主査 お待たせして申し訳ございません。続いて、法務省の「刑事施設における被収容者に対する給食業務」の契約変更についての審議を始めたいと思います。

最初に、法務省矯正局成人矯正課、松本専門官より、契約変更について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○松本専門官 よろしくお願いいたします。法務省矯正局成人矯正課の松本と申します。

刑事施設における被収容者に対する給食業務について、契約変更を行いたいと考えておりますので、お手元の資料B-2と書かれているものに沿いまして、御説明をさせていただきます。

「1 業務概要」について御説明させていただきます。今回、契約変更を行おうとする業務でございますが、大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所における被収容者に対する給食業務です。

実施期間は、平成26年6月24日～平成36年3月31日までの10年間でございます。

業務を実施いたします民間事業者は、エームサービス株式会社で契約金額は98億424万円です。

次に「2 経緯」と「3 契約変更の必要性」について御説明いたします。

刑事施設の給食業務を民間委託することといたしました経緯についてですが、刑事施設の被収容者に対する給食は大部分の刑事施設におきまして、自営作業として受刑者を調理に従事させて実施しているところでございます。これが受刑者の高齢化等に伴い、調理業務に従事させる受刑者の確保や厨房施設の衛生管理に苦慮しております。このため民間委託をすることといたしまして、公共サービス改革法に基づき実施要項を定め、民間競争入札プロセスを経て、平成26年6月、エームサービス株式会社と業務委託契約を締結いたしました。本年2月1日から、大阪拘置所において業務を開始しております。また、平成28年3月1日から、加古川刑務所、岩国刑務所、高知刑務所において業務を開始する予定でございました。

加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所につきましては、国が新たに建設した厨房施設、炊場棟と申しますが、ここにおいて民間事業者が業務を行うこととしております。このうち、岩国刑務所については本年1月、炊場棟の新営工事に係る入札を実施したものの不落となり、その後3月及び7月に改めて入札を実施したものの、入札参加者がおらず不調となったため、平成28年3月1日からの業務開始が困難な状況となりました。

当分の間、改めて入札を実施したとしても落札の見込みがないことから、岩国刑務所に

おける業務開始日を確定できない状況が現在ございます。このため、本業務の契約から岩国刑務所の業務を削除する契約変更を行う必要がございます。

次に「4 変更契約の内容」につきましては、本業務の契約書から、岩国刑務所における業務に関する部分を削除し、契約金額の変更を行うことといたします。

「5 契約変更後の対応」につきましては、現在、岩国刑務所における給食業務については、国が業務を実施しておりますので、業務開始予定日であった平成28年3月1日以降においても、引き続き、国が業務を実施することといたします。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました契約変更について御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 御説明をどうもありがとうございました。本件はまとめると、つまり今回の給食業務の前提として、新しい炊事場をつくるのが前提だったのであるけれども、その炊事場をそもそも工事することができなかつたので、やむを得ず契約を変えるという理解で合っていますか。

○松本専門官 そうでございます。

○辻専門委員 何点かお伺いしたいところですが、今回新しい炊事場をつくれなかつた、工事参加者がいらっしやらなかつたという事情には、どんなものがあつたのでしょうか。可能な範囲で構いませんので、いただければと思います。

○栗原審査官 その点につきましては、私から御説明させていただきます。相手方のあることですので、あくまで推測ではございますけれども、新聞報道等によりますと、現地、岩国市にございます自衛隊の岩国飛行場、こちらのほうで多数の大規模な工事の発注が行われて、今でも継続しておるといところでございますが、そちらのほうに業者さんの技術者ですとか、労働者ですとか、そちらのほうにとられてしまつて、うちのほうの入札に参加していただけなかつたのではないかと、このように推測をしております。

○辻専門委員 念のためにお伺いするのですけれども、今回の工事の発注について、受託することができる事業者は、例えば岩国市内の事業者に限るとか、そういう決まりはあつたりとかしたのでしょうか。

○栗原審査官 その点につきまして、本件は法務本省で発注しているということもございまして、一般的に法務本省で発注するものは、入札に地域の要件を設定しない形でやっておるのですが、本件も地域の要件は設定しておりませんので、日本全国どこからでも参加していただけるような入札をしております。

○辻専門委員 分かりました。もう一点でございますけれども、岩国刑務所は現状では、おそらく今、既にある厨房で調理をなさっているかと思うのですが、例えばエームサービスさんの方々が、現状稼働している厨房で給食をつくることは不可能なのでしょうか。

○松本専門官 まず契約自体、国が炊場棟を建設しまして、そこで業務を実施していただ

くというような契約になっているということがございます。現在ある炊場棟ですが、設備的に古いものでございますので、民間事業者が給食業務を実施するには、衛生基準が民間事業者さんのほうの基準に合致しないというようなことも考えられます。

○辻専門委員 つまり契約の変更にあたって、現状ですと、国が新しい炊事棟をつくるので、そこで給食をつくってもらいたいという契約になっているところを、例えば、今回ほどドラスティックな契約変更ではなくて、現状で動いている炊事場で給食をつくってもらいたいという契約にすることは一応理論上は可能なのですけれども、ただ、衛生基準とか HACCPとか、いろいろ基準があると思います。その関係から見て民間事業者さんが現状のこの厨房だと責任を持って仕事ができないとか、そういう事情があるのでしょうか。

○松本専門官 そうです。あと今回の契約でございますが、被収容者、受刑者と接しないことが業務実施の前提となっております。現在の炊場棟で業務を実施する場合、受刑者と接することもあるかと思っておりますので、その点でも民間事業者の業務実施が難しい点があるかと思っております。

○辻専門委員 これも念のためなのですけれども、例えば簡易な工事等を実施して、受刑者の皆様と現状の炊場棟を物理的に隔離するとか、そういうことは困難なのでしょうか。

○松本専門官 今の炊場では、そのような工事難しいかと思っております。

○辻専門委員 分かりました。

○浅羽副主査 御説明をありがとうございます。本件に関しまして、エームサービス株式会社様から何かクレーム等は来ていないですか。

○松本専門官 その点につきましては、今回の事情を丁寧に説明いたしまして、事情は御理解いただいております。

○浅羽副主査 それは積極的に御理解いただいているということでもよろしいのでしょうか。それとも、仕方がないなというような消極的な理解なのでしょうか。なかなかおっしゃりづらいとは思いますが、状況をよく知っておきたいと思っておりますので。

○松本専門官 契約の相手方のことですので、なかなか内心のことまでは分かりませんが、事情が事情ですので、炊場棟が建設できないということについては御理解いただいておりますので、仕方がないということかと思っております。

○生島専門委員 御説明をありがとうございます。この岩国刑務所での建設が現状困難ということなのですけれども、それが仮にその原因が自衛隊の飛行場の件だとしますと、いつくらいに状況が好転しそうな見込みなのでしょうか。飛行場の工事が終わる見込みというか。

○栗原審査官 何分、他省庁様のこともございますので、なかなかその点については当方としても、現在も新たな工事のほうの発注が続いておる状況ではございますので、まだ当分の間、そういう形の状況になるのではないかと推測はしておりますが、他省庁様のことなので、この程度にさせていただければと思います。

○生島専門委員 そうすると、いつごろに新しい炊場棟ができるかという、何となくの見

込みは持ち得ていらっしやらないというか、年単位でできないということもあり得るのですか。

○松本専門官 はい。

○生島専門委員 そうすると、現状が続いてしまうので、大丈夫なのですか。受刑者さんがなさっているのですね。でも、それが困難だから民間にしようと思ったのに、それが年単位で続いてしまって、運営として果たして大丈夫なのでしょう。

○松本専門官 今回、給食業務を実施することになった事情は確かにございますが、現在は国のほうで実施しているという状況もありまして、また、刑事施設の被収容者に対して365日3食、食事を給与しなければいけないという事情がございますので、その点につきましては国の責任において、確実に実施していきたいと考えております。

○生島専門委員 本来、炊場棟を国のほうで用意をして、民間の方に入っていただくというスキームでやっていらっしやるということなので、そのスキームが前提ですと難しいかもしれないですけども、せっかくエームサービスさんがほかのところを受注されているので、外部でつくったものを持ち込むとか、そういったことが少なくとも国が解決するまでは、そういう形でスキームを変えてやるのが可能なのか、代替案というか、御検討の余地はあるのでしょうか。

○松本専門官 先ほど御説明させていただきましたが、刑務所の敷地内に炊場棟を建設しまして、そこで食材を調達していただいて、民間事業者調理をしていただき、その食事を受刑者に給与するというような形の業務でございます。例えば、外部から弁当のようなものを調達して給与することになりますと、大幅なコストアップということも考えられますので、契約内容が大幅に変わるということも考えられます。この点で困難な状況があるのではないかと思います。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 最後に1点、この業者さんは4つの施設を大量受注することによって金額を入れているかと思えます。この岩国刑務所部分が外れることによる現状の業者さんに対する影響について、どのようにお考えでしょうか。

○松本専門官 確かに4施設一括で業務を委託するという契約ですので、スケールメリットという点で御心配があるかと思えますが、お手元の資料のカラー刷りのものを見ていただきますと、4施設がありますが、収容定員が真ん中あたりに書いてございますが、岩国刑務所が一番少ない施設でございますので、この点からスケールメリットという点では影響が一番少ない施設ではないかと思っております。

○尾花主査 御説明をいただき、ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本件の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本件につきましては、本日の審議を踏まえ、主査である私のほう

から監理委員会に報告させていただきます。

本日はありがとうございました。